水道局発注 配水管工事における

事後審査型制限付一般競争入札(実績申告型)について

FAQ

一目次一

新規:前回版(平成30年10月25日公表版)から追加したQ&A

1. 事後審査型制限付一般競争入札(実績中告型)の適用範囲について

Q1-1. 事後審査型制限付一般競争入札(実績申告型)を適用する対象工事は、水道局が発注する「配水管工事」のみか。また「配水管工事」には、浄・配水場内の配水管工事、配水管の修繕工事、給水装置改良工事などは含むのか。

さらに「配水管工事」の範疇には、例えば、シールドマシンを使うような推進工法は含まれるのか。また、大口径の本管のみの工事や撤去工事など、給水装置工事が含まれない場合や、小規模工事については、対象となるのか。

2. 実績申告型方式の内容等について

- Q2-1. 従来の入札方式との違いは何か。
- Q2-2. 今後のスケジュールはどうなっているのか。
- Q2-3.「実績申告書」とはいったいどういった書類になるか。

3. 実績申告書(自己採点表)の評価項目について

- Q3-1. 評価基準において、「優良工事表彰受賞の有無」が評価項目に掲げられているが、これは、水道局の発注する配水管工事に限定した受賞の有無なのか。
- Q3-2. 評価基準において、「大阪市水道局発注工事のうち過去2年間の工事成績点(最高点)」が評価内容に掲げられているが、過去2年間の「下請負」の形での施工実績がある場合は、評価に加えてもよいか。
- Q3-3. 評価基準において、施工実績等の対象期間として、例えば「過去2年間」と掲げられているが、「過去2年間」とは具体的にどの期間を指すのか。
- Q3-4. 評価基準において、過去の工事成績点を評価内容に掲げられているが、過去の工事成績 書を保管していないため、過去の工事成績について問合せをすれば、教えてもらえるのか。

- Q3-5. 評価基準において、「同種・類似工事の施工実績の有無」を評価項目としているが、「同種・同類工事」とは、どういった工事を指すのか。他都市での施工実績がある場合、この評価項目における施工実績として認めてもらえるのか。
- Q3-6. 評価基準において、「災害時の復旧工事で使用する建設機械」とは何か。 新規
- Q3-7. 評価基準において、「災害時における被災地での復旧工事の従事実績」は、どのように 従事実績を確認するのか。 新規

4. 実績申告書の評価基準点の設定について

- Q4-1. 評価基準点が基礎項目と全体項目で2つ設定されているが、2つとも満たさないと入札に参加することができないのか。
- Q4-2. 物件等級 D ランク工事は基準点による審査を行わない理由は何か。

5. 入札参加資格要件(建設業許可、配置技術者)について

- Q5-1. これまで、水道局の発注する配水管工事の入札時における資格要件は、登録種目が「土木一式工事」であれば特に要件はなかったが、なぜ、平成30年度より資格要件を付与するのか。
- Q5-2. 対象工事である配水管工事のうち、「給水管工事が含まれる場合(極めて少数な場合を除く)」と「含まれない場合」の違いは何か。 新規
- Q5-3.「管工事業」の建設業許可について、「一般建設業許可」と「特定建設業許可」のどちらでも可とする理由は何か。
- Q5-4. 付与される入札参加資格要件について、どのような書類で資格要件を満たしていることを確認するのか。また登録種別や有効期限による制約など、詳細条件はどのようになっているか。

1. 事後審査型制限付一般競争入札(実績申告型)の適用範囲について

Q1-1. 事後審査型制限付き一般競争入札(実績申告型)を適用する対象工事は、水道局が発注する「配水管工事」のみか。また「配水管工事」には、浄・配水場内の配水管工事、配水管の修繕工事、給水装置改良工事などは含むのか。

さらに「配水管工事」の範疇には、例えば、シールドマシンを使うような推進工法は含まれるのか。また、大口径の本管のみの工事や撤去工事など、給水装置工事が含まれない場合や、小規模工事については、対象となるのか。

A1-1. 事後審査型制限付き一般競争入札(実績申告型)を適用する対象工事は、水道局が発注する「配水管工事」であり、ダクタイル鋳鉄管や鋼管等を管材料とした水道管路を布設する工事が対象となります。詳細については下記の表のとおりとなります。

実績申告型入札方式の適用範囲(水道局発注の配水管工事)

| | ✓ 配水管工事 | | | | |
|--------------|--|--|--|--|--|
| | ダクタイル鋳鉄管や鋼管等を管材料とした水道管路を布設する | | | | |
| | 工事 | | | | |
| 対象工事 | • 開削工法のほか、推進工法、シールド工法、内管挿入工法とい | | | | |
| | った非開削工法を用いて施工する場合についても適応 | | | | |
| | ・配水管工事に給水装置工事が含まれない場合についても適応(た | | | | |
| | だし、入札参加資格要件は異なる) | | | | |
| | ✓ 浄水場及び配水場内の配水管工事 | | | | |
| | ✓ 配水管の修繕工事 | | | | |
| 対象外となる工事 | ✓ 給水装置改良工事 | | | | |
| 刈家外になる工事 | ✓ 配水管を撤去するだけの工事 | | | | |
| | ✓ 総合評価落札方式を適用する工事 | | | | |
| | ✓ 予定価格 700 万円未満の小規模工事 等 | | | | |

2. 実績申告型方式の内容等について

Q2-1. 従来の入札方式との違いは何か

A2-1. 入札時において「全者に求める提出資料」、及び事後審査時おいて「落札候補者を審査する事項等」が、下表のとおり異なります。

| | 従来方式 | 新方式 | |
|------------------------|---|--|--|
| 提出書類 | ・ 工事費内訳書の提出・ 入札参加資格に定める資格審 査資料 | 入札時: 工事費内訳書の提出実績申告書のうち「自己採点表」の提出事後審査時: 実績申告書一式の提出入札参加資格に定める資格審査資料 | |
| 事後審 査時の 審査 事項 | • 入札参加資格に定める要件と の適合性の確認 | 入札参加資格に定める要件との適合性の確認申告した評価点(申告点)の合計が評価基準点を上回っていることの確認等(当面の間 D ランクは除く) | |

Q2-2. 今後のスケジュールはどうなっているのか

A2-2. 平成30年4月1日から、配水管工事における入札方式として「事後審査型制限付一般競争入札(実績申告型)」を導入し、平成30年11月1日から本格的な運用を開始してきましたが、これまでの実績申告の結果と検証を踏まえ、平成31年4月より、入札参加資格を工事内容に即したものに区分するほか、技術力があり入札参加意欲のある新規参入業者が積極的に参加していただけるよう評価項目の見直しを行いました。

事業者の技術的能力向上・モチベーション向上という制度導入の趣旨を鑑みて、評価基準をはじめ、評価項目や配点方法については、平成31年4月以降の運用状況や学識経験者の意見等を踏まえながら、引き続き検証と見直しを継続していくこととしており、それに合わせて、競争性の確保に配慮しながら段階的に評価基準点の引き上げを行うことも検討します。

なお、競争性確保の観点から問題があると判断される場合には、本制度及び入札参加要件を 見直すものとします。

Q2-3.「実績申告書」とはいったいどういった書類になるか。

A2-3.「実績申告書」とは、入札参加資格審査資料の一つとして入札書提出時に提出する「実績申告書(自己採点表)」と、それに関して事後審査時に提出する「確認資料」のすべての書類のことです。

なお、「実績申告書」の詳細については、入札公告時に公表する「実績申告書作成要領」に 記載する予定です。

3. 実績申告書(自己採点表)の評価項目について

- Q3-1. 評価基準において、「優良工事表彰受賞の有無」が評価項目に掲げられているが、これは、 水道局の発注する配水管工事に限定した受賞の有無なのか
- A3-1. 過去5年間に大阪市水道局が発注した配水管工事に限定した受賞の有無となります。
- Q3-2. 評価基準において、「大阪市水道局発注工事のうち過去 2 年間の工事成績点(最高点)」が評価内容に掲げられているが、過去 2 年間の「下請負」の形での施工実績がある場合は、評価に加えてもよいか
- A3-2. 本評価内容は、「元請負」の施工実績を問うものであるため、「下請負」としての施工実績を評価に加えることはできません。
- Q3-3. 評価基準において、施工実績等の対象期間として、例えば「過去 2 年間」と掲げられているが、「過去 2 年間」とは具体的にどの期間を指すのか
- A3-3. 評価基準における「過去2年間」とは、当該工事の入札を実施する年度を含まず、昨年度及び一昨年度を対象期間としております。 例えば、平成31年度(令和元年度)の工事入札においては、平成29年4月1日から

平成31年3月31日までの間に完成検査を受けて合格した工事が、評価対象となります。

- Q3-4. 評価基準において、過去の工事成績点を評価内容に掲げられているが、過去の工事成績書を保管していないため、過去の工事成績について問合せをすれば、教えてもらえるのか
- A3-4. 過去5年間の工事成績評定点については、大阪市水道局ホームページにおいて公表しています。

(掲載場所)

大阪市水道局トップページ > 事業者の皆さまへ > 入札・契約情報 > 配水管工事における実績申告型入札制度

- Q3-5. 評価基準において、「同種・類似工事の施工実績の有無」を評価項目としているが、「同種・同類工事」とは、どういった工事を指すのか。他都市での施工実績がある場合、この評価項目における施工実績として認めてもらえるのか。
- A3-5.「同種・同類工事」とは、大阪市水道局が発注する配水管工事と同等の工事であり、ダクタイル鋳鉄管や鋼管等を管材料とした有圧管路を布設する工事等を、対象工事としております。

ただし、配水管の修繕工事、配水管を撤去するだけの工事等については対象外となります。 なお、対象工事の発注者を大阪市水道局に限定しておらず、過去 15 年間において、他都 市や他事業者が発注した「同種・同類工事」の施工実績を証明できる書類があれば、これを 施工実績として認めることとしております。

施工実績を証明できる書類としては、契約書の写しや、コリンズ登録内容が記載された書類等を提出していただきます。(本市発注の施工実績についても提出が必要)

- Q3-6、評価基準において、「災害時の復旧工事で使用する建設機械」とは何か。
- A3-6.「災害時の復旧工事で使用する建設機械」とは、下記に示す①~③の建設機械であり、これらをすべて所有又はリース契約(契約期間が1年を超えるもの)していることが要件となります。
 - ① ダンプトラック (車種:2t以上)
 - ② バックホウ (機種・規格:山積0.08m³~0.8m³(平積0.06 m³~0.6m³))
 - ③ コンクリートカッターまたはコンクリートブレーカー
- Q3-7. 評価基準において、「災害時における被災地での復旧工事の従事実績」は、どのように従事実績を確認するのか。
- A3-7.「災害時における被災地での復旧工事の従事実績」について、応援要請機関が大阪市水道 局以外の水道事業体等である場合は、契約書の写しなど、施工実績が確認できる書類を提出 していただきます。

また、応援要請機関が大阪市水道局である場合には、被災地で復旧工事に従事した業者を把握しているため、施工実績が確認できる書類を提出する必要はありません。

4. 実績申告書の評価基準点の設定について

- Q4-1. 評価基準点が基礎項目と全項目で2つ設定されているが、2つとも満たさないと入札に参加することができないのか。
- A4-1. 基礎項目(3点以上)と全項目(6点以上)で各々設定された評価基準点のいずれかを満たす者は入札に参加できます。

例えば、基礎項目 3 点、全体項目 4 点の場合は、全項目は基準点未満ですが、基礎項目が基準点を満たすため、入札に参加できます。

Q4-2. 物件等級 D ランク工事は基準点による審査を行わない理由は何か。

A4-2. 物件等級 D ランクの工事については、A~C ランクと同様の評価項目とした場合、現時点では入札の競争性の確保が困難との判断から、当面の間、評価基準点による審査を行わないこととしております。ただし、Dランクの工事の入札に参加する場合も、自己採点表を記入し、提出する必要があります。

5. 入札参加資格要件(建設業許可、配置技術者)について

- Q5-1. これまで、水道局の発注する配水管工事の入札時における資格要件は、登録種目が「土木一式工事」であれば特に要件はなかったが、なぜ、平成30年度より資格要件を付与するのか
- A5-1. 水道の配水管工事は、清廉な水を大規模地震等の災害時の際にも確実にお客さま宅に届けるため、布設する配水管に十分な耐震性を持たせる必要があり、他の土木工事にはない特有の施工技術が求められる工事であるため、水道特有の資格要件を付与することで、確実な施工管理を担保するものです。
- Q5-2. 対象工事である配水管工事のうち、給水管工事が含まれる場合(極めて少数な場合を除く) と、含まれない場合の違いは何か。
- A5-2. 対象工事である配水管工事において、以下の表のとおり、給水管工事が含まれる場合(極めて少数な場合を除く)と含まない場合によって、入札参加資格が異なります。

| 区分 | 入札参加資格 | | | |
|--|--|--|--|--|
| | <u>建設業許可</u> ・建設業法に基づく【土木工事業】と【管工事業】の許可 | | | |
| 給水管工事が含まれる場合 (極めて少数な場合を除く) 従前どおり | 配置予定技術者に求める要件(下記のすべての条件を満たす者) ・建設業法に係る「土木工事業」の監理技術者又は主任技術者で、入札公告【共通事項】の条件を満たす者 ・「配水管技能者」又は「技術士[上下水道部門](総合技術監理部門含む)」 ・「サドル付分水栓の穿孔資格者」又は「技術士[上下水道部門](総合技術監理部門含む)」若しくは「給水装置工事主任技術者」 | | | |
| 給水管工事が含まれない場合 | 建設業許可 ・建設業法に基づく【土木工事業】の許可 配置予定技術者に求める要件(下記のすべての条件を満たす者) ・建設業法に係る「土木工事業」の監理技術者又は主任技術者で、入札公告【共通事項】の条件を満たす者 ・「配水管技能者」又は「技術士[上下水道部門](総合技術監理部門含む)」 | | | |

なお、給水管工事が極めて少数な場合とは、給水管工事箇所が 10 か所未満、かつ直接工事費に対する給水管工事費の割合が3%未満の工事であり、この工事の入札参加資格は、給水管工事が含まれない場合と同様とします。

- Q5-3.「管工事業」の建設業許可について、「一般建設業許可」と「特定建設業許可」のどちらで も可とする理由は何か
- A5-3. 「土木工事業」が建設業許可の主要な業種であることは変わっておらず、「管工事業」については補足的なものであるため、その許可を有していることのみを要件としています。また「管工事業」で対象とする工事は、主に「敷地内における配水小管及び給水管を布設する工事」と位置付けられており、配水管工事の中では、配水管本管からの配水小管及び給水管の分岐工事に当てはまるものでありますが、この施工部分の工事費割合は、全体のなかで多くを占めるものではなく、特定建設業許可の条件(下請負契約 4,000 万円以上)に満たない場合がほとんどであることも、一般建設業許可で可とした理由の一つです。
- Q5-4. 付与される入札参加資格要件について、どのような書類で資格要件を満たしていることを確認するのか。また登録種別や有効期限による制約など、詳細条件はどのようになっているか
- A5-4. それぞれの入札参加資格要件についての確認書類や詳細条件については、以下の表のとおりとなります。

入札参加資格要件についての確認書類及び詳細条件

| 入札参加資格要件 | 確認書類 | | 詳細条件 |
|----------|--------------|---|--------------------------|
| 建設業許可 | 建設業許可証明書の写 | ✓ | 発行日より3ヶ月以内のものに限る |
| 「管工事業」 | U | ✓ | 国土交通大臣許可の場合で、都道府県が |
| | | | 国に代わり「許可確認書」等を発行して |
| | | | いる場合は、確認書等でも可 |
| 配水管技能者 | 「紐日本水道協会主催 | ✓ | 登録証において、登録の種別による制約 |
| | 配水管技能講習会」の配 | | なし (「一般継手」・「耐震継手」・「大口 |
| | 水管技能者登録証また | | 径」等すべて有効) |
| | は修了証書(写し) | ✓ | 修了証書において、講習会の区分による |
| | | | 制約なし(「講習会 I 」・「講習会大口径管」 |
| | | | 等すべて有効) |
| | | ✓ | 期限による制約なし(有効期限が切れて |
| | | | いても有効) |
| | 「他日本ダクタイル鉄 | ✓ | 講座の種類による制約なし(「耐震管 ϕ |
| | 管協会主催 JDPA 継 | | 450 以下」・「耐震管 φ500 以上」等す |
| | 手接合研修会」の受講証 | | べて有効) |
| | (写し) | ✓ | 期限による制約なし |
| | | ✓ | 当研修会に代わるものとして実施され |

| サドル付分水栓の穿孔資格者 | 「脚給水工事技術振興 財団」による「給水装置 工事配管技能検定会 全国標準検定(A)(サド ル付分水栓)」の修了証 書(技能者証)の写し | ✓ ✓ ✓ ✓ | た、㈱クボタ又は㈱栗本鐵工所主催の配水管技能講習会(1996年~2010年開催)の受講実績についても有効 技能者証において、全国標準検定コース(A)が登録されたものが有効期限による制約なし(有効期限が切れていても有効)以下のいずれかを満たすものについても、同等の資格者とする。 ・「給水装置工事配管技能検定会 地域オプション検定 甲型分水栓取付工法ーⅡ」の修了者。 ・㈱大阪水道総合サービス(㈱大阪市水道技術協会を含む)による耐震防食型分水栓穿孔講習会修了者。 ・本市が過去に実施した穿孔講習会のうち、甲型分水栓または耐震防食型分水栓による鋳鉄管からの分岐穿孔講習会修了者。 ・側給水工事技術振興財団が、以前に発行していた「給水装置工事配管技能者講習会修了者証」(平成23年度末まで)または「給水装置工事配管技能検定合格者証」(平成28年度末まで)の所持者。 |
|---------------|---|---------|--|
| 給水装置工事主任 | 給水装置工事主任技術 | ✓ | 期限による制約なし(写真の書換え期限 |
| 技術者 | 者証または免状の写し | | が切れていても有効) |